

環境まちづくり方針（案）

様式1

令和 8 年 6 月 11 日 (2026 年)				
吹 田 市 長 あて		住所 大阪市北区梅田3丁目3-5 ※注1 大和ハウス工業株式会社 事業所 氏名 代表取締役社長 大友 浩嗣 電話 (06) 6346 - 2111		
受 付 番 号	第08-L-01号			
事 業 の 名 称	(仮称)吹田市千里丘北計画			
対 象 事 業 区 域	吹 田 市 千里丘北288番1の一部、3822番、288番12の一部、288番25の一部			
※注1 設 計 ・ 代 理 者	住 所 大阪府大阪市北区天神橋2丁目3-8 10階 氏 名 株式会社 リスペクト 代表取締役 本所 忠典 電 話 () — (担当者:)			
※注1 工 事 施 工 者	住 所 大阪市北区梅田3丁目3-5 氏 名 大和ハウス工業株式会社 常務執行役員 本店長 浦川 竜哉 電 話 () —			
事 業 予 定 期 間	令和 8 年 (2026 年) 12 月 1 日 から 令和 11 年 (2029 年) 3 月 31 日 まで			
事 業 の 規 模		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
	対 象 事 業 面 積	7,486.65 m ²	m ²	7,486.65 m ²
	建 築 面 積	1,291.65 m ²	m ²	1,291.65 m ²
	延 べ 面 積	5,037.29 m ²	m ²	5,037.29 m ²
	最 高 の 高 さ	22.37 m	m	
	構 造 ・ 階 数	鉄骨 造・一部 造		
		地 上 6 階 ・ 地 下 階		
事 業 の 目 的 ・ 内 容	区分	☒ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 新 設 ☐ 増 設		
	☒ 開発行為事業(目的 :) ☒ 建築物の新築又は増改築の事業 (☐ 工 場 ・ 事 業 場 ☐ 住 宅 ・ 共 同 住 宅 (戸) ☐ 商 業 施 設 ☐ 事 務 所 ☐ 公 共 的 建 築 物 ☒ そ の 他 (有料老人ホーム) ☐ そ の 他 ())			
環 境 ま ち づ く り の 内 容	ガイドライン取組事項チェックリストによる			受 付 第 号
添 付 書 類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車両通行ルート図 ・その他必要と認める図書			

注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

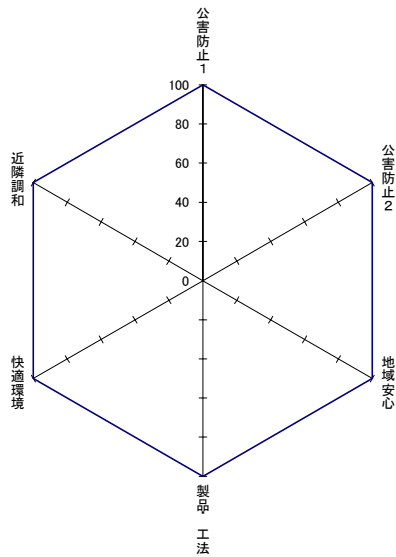
事業者の環境方針	当社は、豊かで快適な住生活の未来に貢献するという理念のもと、地域社会との共生を考えながら、環境に配慮した事業活動を通じて、低炭素社会の実現に貢献します。 ①当社活動の運営に当たっては、汚染予防、環境保護、継続的改善に取り組み、順守義務を果たします。 ②次の活動を重点的に展開します。 ・大気汚染、水質汚濁の予防 ・省エネルギーの推進 ・廃棄物の削減 ・環境にやさしい商品、サービスの創出 ・環境に配慮した業務改善の実施
当該事業における環境まちづくり方針	本事業では、工事中及び施設の使用において、省エネルギーやヒートアイランド対策、環境配慮型機器の採用、廃棄物の減量化、地域の環境学習など、様々な取り組みを行っていくものであり、周辺の生活環境の向上を目指していくものとする。 本事業においては、建設段階から運営段階に至るまで環境負荷の低減を図ることを基本方針とする。具体的には、省エネルギー設備の導入や断熱性能の向上によるCO₂排出削減、低VOC建材の提案、建設廃棄物の削減・リサイクルの推進を行う。また、敷地内の緑化や地域景観への配慮、既存緑地の有効利用を進めるとともに、長寿命化設計によりライフサイクル全体での環境負荷低減を目指す。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中

実施率	100	パーセント	実施する・一部実施するの項目数	=	54
(小数点第2位以下切り捨て)			該当なしを除いた項目数		54

一:方針(案)



	公害防止 1	公害防止 2	地域安心	製品・工法	快適環境	近隣調和
方針	19	17	5	3	5	5
案	19	17	5	3	5	5

主な実施内容

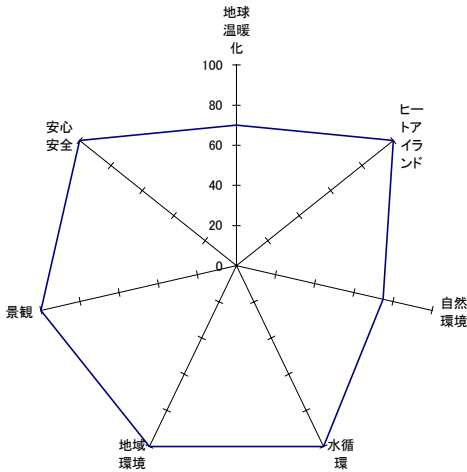
- ・排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
- ・一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
- ・道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
- ・建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率	89.5	パーセント	実施する・一部実施するの項目数	43
(小数点第2位以下切り捨て)			該当なしを除いた項目数	48

一:方針(案)



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	7	2	6	3	13	5	7
案	10	2	8	3	13	5	7

主な実施内容

(1)再生可能エネルギー・エネルギー効率の高いシステム・エネルギーを管理するシステムの導入

導入内容

- ・空調設備は、高効率の機器を採用します。また、照明は、LED器具を採用します。
- ・エネルギー効率の高いガスヒートポンプエアコンなどを導入します。

(2)緑地面積 緑化率 未定 % 条例基準分 30.0 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

既存緑地部分を有効活用し、敷地の半分以上を緑地とします。

(3)雨水利用 雨水貯留量 未定 t うち雨水利用量 未定 t

利用目的 ☒ 植栽水やリ ☐ トイレの流し水 ☐ 洗車 ☐ その他

(4)上記以外の主な実施内容

- ・空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
- ・本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。

環境まちづくりの概要(3)

2. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

◆文化財の保護

計画時及び工事着手前に吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財の保護に努めていきます。また、工事中に、事業計画地において埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき手続きを行い、吹田市教育委員会等と協議を行い、文化財の保護に努めることとします。

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害を防止します。		
建設機械		
1 低公害型建設機械の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
2 低燃費型建設機械の使用	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	調達台数に限りがあるため部分的な使用となりますが、低燃費型の建設機械(ハイブリッド式パワーショベルなど)を使用します。
3 アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
4 環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
5 稼働台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
6 工事の平準化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
7 機械類の整備点検	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	機械類は適切に整備点検を行います。
工事関連車両		
8 低公害、低燃費車の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	燃費や排出ガス性能のよい車両を使用します。
9 工事関連車両の表示	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両であることを車両に表示します。
10 周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事関連車両の走行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮して、一般交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
11 建設資材の搬出入における車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材の搬出入計画において、適切な車種を選定することで車両台数を抑制します。
12 通勤等で利用する車両台数の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	作業従事者の通勤、現場監理などには、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを奨励し、工事関連の車両台数を抑制します。
13 土砂の積み降ろし時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ダンプトラックによる土砂の積み降ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
14 タイヤ洗浄	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺への土砂粉じん飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。

取 組 事 項		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
15	ドラム洗浄時の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
16	場外待機の禁止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	工事関連車両を場外に待機させません。
17	クラクションの使用抑制	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	クラクションの使用は必要最小限にします。
18	アイドリングの禁止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	自動車排出ガスの低減を図るため、アイドリングをしません。
19	環境に配慮した運転	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法 騒音・振動等				
20	防音シートなどの設置	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	建設作業時は、仮囲いと養生シートを設置し、解体作業時は、仮囲いと防音シートを設置します。なお、必要に応じて防音シートや防音パネルの設置等、さらなる防音対策を行います。
21	丁寧な作業	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
22	騒音や振動の少ない工法の採用	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
23	近隣への作業時間帯の配慮	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	騒音や振動を伴う作業は、近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト				
24	粉じん飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	周辺への粉じん飛散を防止するため、解体・掘削作業、土砂等の堆積場の設置等を行う場合は、散水等の粉じん飛散防止対策を行います。
25	アスベストの調査など	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	建築物などの解体の際は、アスベストの使用の有無を調査するとともに、調査結果を表示した標識を近隣住民の見やすい位置に設置し、市長にも報告します。
26	アスベスト飛散防止対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	アスベストを含有する建築物などの解体の際には、確実な飛散防止対策を行います。
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下				
27	濁水や土砂の流出防止	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
28	塗料などの適正管理及び処分	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分します。
29	土壌汚染対策	☒ 実施する ☐ 実施しない	☐ 一部実施する ☐ 該当なし	土壌調査を実施する際には、関係法令に準拠した地歴調査・土壌汚染状況調査を実施し、汚染が判明した場合には適切な措置方法について協議します。

取 組 事 項		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
30	地盤改良時の配慮	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	セメント及びセメント系改良剤を使用する地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工します。
31	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺地盤、家屋などに影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭・廃棄物				
32	アスファルト溶解時の臭気対策	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮、溶解温度管理など臭気対策を行います。
33	現地焼却の禁止	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
34	解体時の環境汚染対策	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	解体を伴う工事の際は、保管されているPCB使用機器、空調機器などに使用されているフロン類などやその他の有害廃棄物の状況を工事実施前に調査し、環境汚染とならないよう適正な処理を行います。
35	仮設トイレ設置時の臭気対策	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮などにより臭気対策を行います。
36	産業廃棄物の適正処理	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	施工計画の精度向上によるロス削減を目指します。作業員への教育・周知を基本として、コンクリート、木くず、金属、石膏ボードなどの分別を徹底し、混合廃棄物の削減を心掛けます。
地域の安全安心に貢献します。				
37	地域との連携における事故の防止	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
38	児童などへの交通安全の配慮	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
39	夜間や休日の防犯対策	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
40	児童などへの見守り、声かけ	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声かけなどに取組みます。
41	地域の防犯活動への参加	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に配慮した製品及び工法を採用します。				
省エネルギー				
42	エネルギー消費の抑制	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	エネルギー効率のよい機器の利用などにより、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源				
43	残土発生の抑制	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設発生土は現地での埋め戻しに使用するなど、残土の発生を抑制します。
44	廃棄物の減量	☒ 実施する	☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	資材の梱包などを最小限にして廃棄物を減量します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
快適な環境づくりに貢献します。		
景観		
45 仮囲い設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で、景観面にも配慮します。
46 仮設トイレ設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所などを工夫します。
周辺の環境美化		
47 周辺道路の清掃	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事現場内外を問わず、ポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を行います。
48 場内整理	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建設資材、廃棄物などの場内整理を行います。
ヒートアイランド現象の緩和		
49 打ち水	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	夏期において、水道水を用いて周辺道路などに打ち水を行います。
地域との調和を図ります。		
工事説明・苦情対応		
50 工事内容の事前説明及び周知	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施中も適宜、現況と今後の予定をお知らせします。また、解体工事の際は、市条例に基づき、事前に工事の概要を表示した標識を設置します。
51 苦情対応	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事に関しての苦情窓口を設置し連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮		
52 工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田東高等学校に対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に配慮した工事計画にします。
53 騒音、振動などの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田東高等学校に対して、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。
周辺の事業者との調整		
54 複合的な環境影響の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉じん、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するように努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。		
55 大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	「大阪府建築物の環境配慮制度」において、CASBEE評価認証を行います。評価結果は、大阪府建築物環境性能表示制度によりホームページなどに表示します。
56 ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)設計	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	本事業は戸建住宅ではないので、該当しません。
57 再生可能エネルギーの活用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	隣地マンションへの光害が発生したため、太陽光パネルの設置は行いません。
58 エネルギー効率の高いシステムの導入	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	エネルギー効率の高いガスヒートポンプエアコンなどを導入します。
59 エネルギーを管理するシステムの導入	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	エネルギー消費量を把握した上で手動による施設の省エネルギー化を推進・継続していくことが、システムによるマネジメントよりも効果的であると考えため、エネルギーマネジメントシステムは導入しません。
60 冷媒漏えい(使用時排出)の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい(使用時排出)が発生しないように設計します。
61 建築物のエネルギー負荷の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	複層ガラス等を採用することにより、建物内への熱の侵入を低減し、空調エネルギー消費を削減します。共用部には大開口を設けることで十分な採光を取れるよう計画し、昼間の照明器具の使用を低減します。
62 長寿命な建築物の施工	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、長寿命の建築物を施工します。
63 環境に配慮した製品の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	グリーン購入法適合品、エコマーク商品、木材(国産材、大阪府内産材)などの資源循環や環境保全に配慮した製品を積極的に採用します。
64 木材(国産材、大阪府内産材)の利用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	木仕上のところがありません。
65 電気自動車用充電設備の設置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	施設利用者の電気自動車利用が少なく、充電設備の稼働率が低いと思われるため、設置しません。
66 宅配ボックスの設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事務所部分に宅配ボックスを設けます。
ヒートアイランド対策を行います。		
67 建物屋根面、壁面の高温化抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋上には合成木材デッキを設けることで、直接日射を遮り、歩行快適性を確保します。壁面は、高反射色を積極的に採用し、日射遮蔽部材として庇やバルコニーを設けます。
68 地表面の高温化抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	敷地の半分以上を緑地とすることにより、ヒートアイランド対策を行います。
自然環境を保全し、みどりを確保します。		
69 動植物の生息や生育への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業計画地内の緑地は出来る限り残存し、動植物の生息や生育環境に配慮します。
70 地域のシンボルツリーの保全	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	前面道路から見える部分に、シンボルツリーを設けます。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
71	既存の植生の保全	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業計画地外周部の既存緑地を残存することにより、既存の植生を保全します。
72	地域に応じたみどりの創出	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周囲にある緑地と調和が保てるよう、配慮した緑地計画とします。
73	駐車場緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	計画していません。
74	屋上緑化など	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	外構で十分な緑地を確保出来るため、計画していません。
75	法面緑化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建物後ろの緑地は法面とします。
76	植栽樹種の選定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽樹種は、地域の環境に合わせた樹種を選定します。
水循環を確保します。			
77	水資源の有効利用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽への散水等に雨水を利用し、有効利用を行います。
78	雨水流出を抑制する施設の設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業区域の面積に応じた雨水貯留施設の設置を検討します。
79	雨水浸透への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	水位を確認の上、雨水浸透施設の採用を検討します。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
80	騒音や振動を発生させる設備設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空調機などの騒音や振動を発生させる設備の設置においては、低騒音型機器の採用、壁などの遮音性の確保、設置場所に配慮するなど、騒音や振動対策を行います。
81	住宅における防音サッシ等の設置	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	計画建物は老人ホームのため、共用部など複層ガラスを用います。
82	駐車場の配置計画時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、敷地に入り込んだ位置での駐車場配置とします。
83	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物置場の位置などに配慮します。
84	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ボイラー設置予定はありません。
85	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制します。
86	建築資材による光の影響の考慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築資材(ガラス、太陽光パネルなど)による太陽の反射光については、設置の際に光の影響を考慮します。
87	環境に配慮した塗料の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率が低いものを使用します。
88	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	吹田東高等学校に対し、騒音、振動、通風、採光などに特段の配慮をします。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)		
89 日照障害対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照障害については、建築基準法の日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
90 電波障害の事前把握及び近隣説明	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上計算、影響範囲図作成などにより事前に把握します。周辺への影響が認められる場合には、近隣住民に説明するとともに、対策を実施します。
91 電波障害発生時の改善対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、CATV、共同受信施設などによる改善対策を行います。
92 プライバシーの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
景観まちづくりに貢献します。		
93 地域への調和	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
94 景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
95 景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画と設計を行います。
96 重点地区指定に向けた協議	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	事業計画地が1haを超えません。
97 景観形成基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
98 屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外広告物の表示等に関する基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
安心安全のまちづくりに貢献します。		
99 歩行者が安全に通行できる工夫	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
100 災害に対する建築物・工作物の強靱性を高める取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	コンクリートの適切な品質管理により躯体耐力を確保し、天井・外装材・設備機器の落下防止対策を行います。
101 災害時の自立性を維持する取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	災害時の防災対策や緊急時に対応できる設備機器を積極的に導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。
102 災害時に備えた地域等との連携に関わる取組	☐ 実施する ☒ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	工事中の安全対策にも配慮することで、地域と連携した災害対応力の向上を図ります。
103 災害時の避難や救助等の応急対応に関する取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	避難経路や非常口の明確化および非常用照明や誘導設備の適切な施工により安全な避難環境を確保するとともに、消防・救助活動スペースや進入路を確保します。
104 犯罪を発生させない都市(まち)づくりに関する取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	監視カメラなど、防犯対策などに対応できる設備機器を積極的に導入します。
105 犯罪に備えた地域等との連携に関わる取組	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	見通しのよい空間構成や適切な照明、防犯設備の整備により犯罪抑止を図ります。